

都市域の緑地環境の保全に関する研究（Ⅲ）

—福岡市の個人所有の保存樹—

九州大学農学部 薛 孝夫
西日本短大造園学科 若林 春美・吉永浩一郎・新開 友則

1. はじめに

「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づく保存樹の制度の運用の実態や問題点を探るため、全国の自治体の中で最も多い約1,500本の保存樹を有する福岡市で、保存樹の実態調査や管理者（所有者）の意識調査などを実施している。

前報¹⁾では、主に5本以上の保存樹を樹林状態で所有する社寺に対するアンケート調査の結果をもとに、保存樹管理の実態とその問題点について述べたが、この報告では個人の住居敷地内にある保存樹を対象として、所有者の意識や管理の実態について報告する。

2. 調査方法

調査は、各保存樹の現況調査、管理者へのアンケート調査と聞き取り調査などからなる。

管理者へのアンケート調査は、個人の住居敷地内に孤立木状に存在する保存樹の樹木管理者100を対象に行ない、46の回答を得た。調査項目は、①この制度に対する認識、②所有する保存樹についての意識、③管理内容や管理費の使途、④周辺住民の協力や苦情、⑤行政への要望などについてであり、それぞれに選択式および記入式の3~12項の質問を設けた。

3. 調査結果

(1) 福岡市の個人所有の保存樹の状況

福岡市の保存樹の所有形態を、台帳上の管理者名や樹木位置図から類推して集計すると、神社65%、個人24%、寺11%、企業0.3%となった。区別に区内の保存樹数に対する個人所有の割合を見ると、中央区の55%および城南区の48%が突出し、市の周縁部を含む西区、早良区、南区、博多区、東区はすべて22~16%の間にある。厳密な集計をまだ行なっていないが、地図上にプロットした位置図から判断して、個人が孤立木として所有する保存樹は比較的古い住宅地に多く、このような地域では個人所有の比率が他の所有形態に比

べて高いようである。

(2) 管理者の認識

保存樹に対して市が補助金（樹木1本当り年額4,000円）を交付しているということは管理者のほとんどが知っている。保存樹が法律と条例によって指定されるものであることを知っていたのは管理者の60%であったが、その半数以上が法制度の内容については全く知らないと答えている。回答者の94%が樹木は保全していくべきものだという認識をもっており、このうち絶対保存を主張するのは25%であった。また、都市内に保存樹が必要かという問には回答者の全員が必要であると答えている。

(3) 管理内容と管理費

最近3年間の保存樹の管理作業として、剪定枝落としは78%，薬剤散布は54%，施肥は30%の者が行なっている。管理作業をした人の70~75%（作業種による）は、これらの作業を毎年あるいは数年に1回、定期的に行なっている。剪定枝落としの75%，薬剤散布の60%，施肥の20%が専門業者に依頼されている。

管理のためになんらかの費用を支出しているのは回答者の76%で、それらの年間管理費は500円から20万円までで、平均は45,600円であった。管理作業ごとに支出のあった家一軒あたりの年間管理費を計算すると、平均で剪定枝落としに47,200円、薬剤散布に9,900円、施肥には1,820円が支出されている。その他、管理用具費に数千円の支出があるものが若干ある。

回答者の67%が管理作業に補助金額より多くの費用をかけており、そのうちの31%が補助金の増額を、25%が市当局による管理を、13%が低料金での業者の斡旋を望んでいる。

(4) 周辺住民の苦情

回答者の28%が、保存樹の存在に対して周辺住民からなんらかの苦情があると答えており、これは前回社寺を対象に行なった調査の52%を大きく下回っている。苦情の内容は落葉落枝で庭が汚れること（苦情件数の77%）が最も多く、日照の阻害、および雨どいがつま

Takao SETSU(Fac. of Agric., Kyushu Univ., Fukuoka 812), Harumi WAKABAYASHI, Koichiro YOSHINAGA and Tomonori SHINKAI (Dept. of Landscape architecture, Nishi-nippon Jun. Coll., Fukuoka 810)
Studies on the conservation of urban areas(Ⅲ)Privately-owned trees under preservation in Fukuoka city

る（各 23 %），以下，台風時の大枝の落下，鳥や虫の害がこれに次ぐ。これらの苦情に対して当事者同士で解決したのが 70 %，行政当局に連絡したのが 8 % で，他は特別の対処をしていない。

近所からの苦情が無い場合でも，「迷惑と思っていても遠慮しているようだ」，「保存樹だからと我慢しているのだと思う」などの注記のある回答もあった。

(5) 保存樹の維持についての管理者の考え方

あなたの家の保存樹をこれまでどおりに保存していくことができるかどうかという問に対し，13 % が否定的な回答をした。その理由の主なものは，家と堀の間の狭い所にあるため家の破損がひどくなつたために，あるいは台風などで周辺に迷惑を掛ける恐れがあるために伐採したいというものである。この他，「剪定の費用が年々高くなってきたので，（自費で）今まで通りの管理をするのは難しい」，「落葉期に大量の落ち葉があって焼却が大変だし隣近所に迷惑を掛けているので，枝を切って木を小さくしたい」など，現状の形を維持することに不安を持っているものもある。

(6) 保存樹があつて良かったと思うこと

回答数の 57 % が自宅に保存樹があつて良かったと思っている。どのような点が良かったかという記入式の問に対する回答からキーワードを拾った結果は以下のとおりとなつた。最も多かったのは大木があることは気持（気分）が良いというもの（35 %）で，以下，木陰ができるて夏涼しい（19 %），防風効果，ランドマーク，誇りになる（各 12 %），その他，景観，類焼防止，季節感，鳥が来る，などがあつた。

4. 考察

保存樹を「生活が便利になるなら伐採してもよい」という回答は 3 件あつた。このうち 2 件は，保存樹が堀と家との間の狭い所にあり，家屋が傷むので自宅の保存樹は邪魔だと感じている。これらは共に，自宅周辺の環境を悪いと評価しているグループ（26 %）に属しており，一般論として都市内に保存樹があることは必要だと答えている。

保存樹は住環境の要素として必要なものと認識されてはいるものの，落葉や日照阻害など直接の被害は避けたいという意向が住民にあることは前回の調査からもうかがわれた傾向である。上記の例は，保存樹の所有者であつても，周辺の環境に寄与しているという誇りや責任感よりも，被害をもたらす木は伐採したいという意識の方が強い場合があることを実証している。これに対し，厳しい条件の中で保存樹の維持に協力的な考えを持った所有者もいる。例えば，落葉期には落ち葉が車の通行によって広がらないように早朝から 1 日

に 3 回も掃除をする例や，落ち葉の処理のために大型の焼却炉を買った例，あるいは隣家の雨どいの掃除を業者に頼んだという例がある。また，保存樹を自家労力で管理している人や，補助金以上の管理費をかけている一部には，私有物なので誰にも頼らずに管理するのが当然だという意見もある。

保存樹の落葉落枝などが隣接する住民の迷惑になるケースは社寺所有の樹林地について顕著であったが，住宅地にある孤立木の保存樹についても同様の事態が起きている。個人所有の場合は近隣どおしの遠慮があるためか，所有者への直接の苦情の頻度は社寺所有の場合と比べて低い。また，所有者の中には近隣に対する気遣いから，日常の管理に過敏と思えるほど神経を尖らせているものもいる。

何等かのトラブルが生じた場合に個人対個人の事として処理しなければならない点，および，近隣への迷惑を予防するための管理や補償の費用が私的負担になる点で，問題は社寺の場合より深刻である。

隣家や自宅への被害や管理の手間を軽減するために，強度の枝落としが実行，あるいは予定されている例は社寺所有の保存樹に比べて多い。樹冠を極端に小さくしなければ維持できないようであれば，都市の美観風致の維持を目的とし，健全で樹容が美観上特にすぐれていることを条件とする保存樹の要件とは，相反するものになつてしまつという矛盾も抱えている。

「樹木の大きさだけで指定するのではなく周辺の状況を検討して欲しい。周辺の人には迷惑をかけている。珍しいから，大きいからだけの理由で（指定すること）は後々問題になる」，あるいは「寺や神社だけにして個人庭園のは（保存樹の対象から）はずして欲しい」という所有者の意見もあった。市街地に残された孤立木状の大木は，緑に恵まれた田園部の大木よりも都市の美観風致に寄与していると思われるだけに，今後の保存樹指定のあり方や維持管理の方向づけについては，さらに検討すべき問題が多いように思われる。

5. おわりに

調査や取りまとめに際し，助言や協力をいただいた福岡市役所緑地課の眞鍋潔係長および水落啓介，上田裕貴の両氏，ならびに取材に応じて下さった保存樹管理者各位に謝意を表します。

なおこの調査の一部は，文部省科学研究費補助（一般 C03660159）により実施したものである。

引用文献

- (1) 薛 孝夫ほか：日林九支研論，45，23～24，1992